ニ　信用金庫連合会が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2)　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3)　保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4)　自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

ホ　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ　期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ　期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ　期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク並びに包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ　バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

七　出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。次条第四項第八号において同じ。）

イ　貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1)　上場株式等エクスポージャー

(2)　上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ　出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ　貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ　貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ　株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八　信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

九　金利リスクに関して信用金庫連合会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

（連結会計年度の開示事項）

第七条　規則第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第五項並びに第九条第二項第十二号及び第十三号において同じ。）に関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第七条　規則第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。